

◆◆登米市青少年海外派遣事業◆◆ ジュニア大使コース派遣団員募集

派遣国	派遣期間（予定）	負担金（※1）	募集人数	応募資格（※2）
オーストラリア	平成24年11月1日～8日	50,000円	5人	登米市立中学校に在学中の中学3年生

（※1） 国内研修参加費、旅券取得の経費、任意旅行保険代、派遣中の食事代などは、本人負担となります。また、海外派遣決定後のキャンセル費用は本人の負担となります。

（※2） 応募資格は上記のほか、次の事項に当てはまる人としします。

- 1 英語の語学力に富み、学校生活においても模範的であり市の代表としてふさわしい人
- 2 体が健康で協調性に富み、事前研修から事後研修まで規律ある行動のできる人（すべての研修会に必ず参加できる人）
- 3 長期の団体行動に適応できる人
- 4 学校や地域で、社会参加活動などに積極的に参画している人
- 5 海外の中高生が登米市を訪問した際、ホストファミリーとして受け入れ可能な家庭
- 6 派遣後、市の国際交流事業において、派遣の報告を行える人
- 7 これまでに旧町と市が主催した海外派遣事業に参加したことのない人

【添付書類】 青少年海外派遣事業参加申請書

【選考方法】 (1)英語でのヒアリング選考 (2)書類審査、作文審査、面接を実施して決定します。

【応募方法】 市内中学校または教育委員会に備え付けの参加申請書に必要事項を記入の上、教育委員会生涯学習課に提出してください。なお、参加申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

【募集締切】 5月18日（金）午後5時必着

【その他】 ジュニア大使コースのほかにジュニア友好コースとして2カ国（カナダ・アメリカ）の派遣を予定しています。ジュニア大使コース派遣者が決定後、募集を行います。なお、負担金は渡航経費の1/2となります（おおむね20万円程度）。

【申し込み・問い合わせ】 登米市青少年海外派遣受入事業実行委員会事務局（教育委員会生涯学習課内）

〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地 ☎ 0220 (34) 2698 FAX 0220 (34) 2504

登米市市民活動総合補償制度のご案内

登米市市民活動総合補償制度とは

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう支援するため、市では市民活動総合補償制度を設けています。保険料は、市が負担し保険会社と契約を行いますので、市民の皆さんが事前に加入や登録の手続きをする必要はありません。

この補償制度は、自治会や市民活動団体、その他市民活動をしている方が、公益的な活動中にけがをしてしまった場合や、誤って第三者を負傷させた場合などの不慮の事故を救済するためのものです。

対象となる方

市内を拠点として継続的、自発的に市民活動を行う個人や団体

対象となる市民活動とは

◆市内を拠点として継続的および自発的に行う社会貢献活動で、無報酬で行う公益性のある活動をいいます。

※無報酬とは、労働の対価を得ていないことをいい、昼食代、交通費の実費程度は報酬に含まれません。

◆市が主催・共催で行う市民活動に類する事業または行事で、市民が無報酬で参加する活動

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	レクリエーション活動、成人講座など
2 社会福祉・社会奉仕活動	福祉施設での援護活動、配食サービスなど
3 青少年健全育成活動	非行防止パトロール、子ども会活動など
4 市主催事業などへの参加・手伝い	ボランティア活動、防災訓練など
5 地域社会活動	町内清掃活動、婦人会活動、防火・防犯活動など
補償制度の対象とならない主な活動例	宗教・政治・営利を目的とした活動、園児・児童・生徒を対象とした学校行事など、災害ボランティア活動などの緊急時の活動、趣味として行うスポーツ活動や文化活動、銃器を使用する有害鳥獣駆除活動など

※この補償制度は、すべての事故を対象とするものではありません。補償も一定水準のもので、必要に応じて民間の保険などに加入してください。また、市で契約するほかの補償制度が対象となる場合は、該当になりません。

【問い合わせ】 企画部市民活動支援課 ☎ 0220 (22) 2173

〈だれもが生き生きと暮らせる登米市を目指して〉 第2次登米市男女共同参画 基本計画・行動計画策定

【策定の趣旨】

平成23年4月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」では、すべての市民の人權が尊重され、男女が共に責任を分かち合う社会を構築することとしています。市では、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」を策定しました。

【計画の期間】

登米市総合計画と一体性を持たせるため、平成24年度から平成27年度までの4年間としていきます。

【計画の推進】

基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現へ向けた施策の推進に取り組むこととし、毎年、施策の実施状況などを公表します。

【重点目標】

計画期間中、特に重点的に取り組むべき「3つの事項」を、次のとおり重点目標とし

て定めました。

【男女間のあらゆる暴力の根絶】

男女間の暴力を根絶するための環境整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪など暴力の形態に応じた幅広い取り組みを行います。

【地域における男女共同参画の推進】

地域活動に男女が共に参画することの必要性や重要性について啓発するとともに、地域社会活動の慣行の見直しを進めます。

【安心して子育てできる環境づくりの推進】

社会全体で子育てを支援していく環境づくりを推進し、地域住民の自主的活動も含めた子育て支援体制の充実を図ります。

【新たに取り組むべき課題】

アンケート調査による現状を踏まえ、男女共同参画社会



企画部市民活動支援課
☎ 0220 (22) 2173

【問い合わせ】

◎計画の詳しい内容については、市ホームページや各総合支所窓口にて計画書を設置してありますのでご覧ください。

の実現を図るためには、引き続き前基本計画の取り組みを今後も継続して推進していく必要があります。また、社会情勢の変化などに対応しながら男女共同参画社会の実現を図るため、次の4つの基本目標を新しく基本計画に盛り込むこととしました。

- ① 男女間のあらゆる暴力の根絶
- ② 高齢者・障がい者への支援
- ③ 生涯にわたる健康づくりへの支援
- ④ 単身者や生活困窮者に対する支援

平成24年度DV防止対策講座の受講者を募集します

交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し、男女間における暴力の防止と、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として、DV（ドメスティックバイオレンス）を学ぶ連続講座を開催します。

【場所】 迫公民館

【募集人数】 100名（先着順）

【受講料】 無料

【申込方法】 企画部市民活動支援課（市役所迫庁舎2階）または各総合支所市民課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、直接持参またはファクシミリ、電子メールで申し込みください。

【申し込み・問い合わせ】

企画部市民活動支援課

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

☎ 0220 (22) 2173 FAX 0220 (22) 9164

✉ shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

【日程・内容】

開催日	午前（10時～11時30分）	午後（13時～14時30分）
平成24年5月20日（日）	DV基本 DVと児童虐待	暴力被害者支援の実際
平成24年6月10日（日）	DV被害者支援①	DV被害者支援②
平成24年11月11日（日）	離婚の法律①	離婚の法律②
平成24年12月9日（日）	暴力被害者とカウンセリング①	暴力被害者とカウンセリング②
平成25年1月27日（日）	性暴力予防教育・デートDV	性に関する諸問題
平成25年3月10日（日）	暴力被害者の心の回復①	暴力被害者の心の回復②